

【様式 02】 高大連携公開講座シラバス

* 科目 No.	21212
----------	-------

1. 開設大学	広島大学 人間社会科学研究科		開催方法 (キャンパス・施設)		■対面 (東千田キャンパス) □オンライン (同時・録画)	
	あなたはどう思う? 刑事法の世界					
2. 科目名	学問分野	番号	21	名称	法学	
	3. 担当教員 秋野 成人、堀田 尚徳 (人間社会科学研究科実務法学専攻)					
4. 開講期間 (曜日) 開講時間	令和 6年 9月 7日 (土)					
	13時 00分 ~ 16時 50分 (50分×4回)					
個別開講日	1回目 9/7	2回目 /	3回目 /	4回目 /	5回目 /	6回目 /
5. 募集定員	30人					
6. 科目内容・ 授業計画	<p>皆さんも、刑事が犯人を突き止め逮捕する(謎解きをする)、あるいは刑事裁判において検察官と弁護人が有罪・無罪をめぐる攻防を尽くすなどのドラマを見たことはあるでしょう。そういうドラマも荒唐無稽なものではなく、しっかりと現実の刑法や刑事訴訟法といった法律を前提として作られています。ドラマではこんな展開だったが、実際の法律やその運用はどうなっているのだろうと疑問を持ち、それらを学んでおくと、違った見方ができます。残念ながら、刑法や刑事訴訟についてその全貌を短時間で伝えることはできません。しかし、「事実は小説よりも摩訶不思議なり」ともいわれるように、この2つの法律を核とする刑事法では「えっ」と思うような事件の解決が裁判所によってなされることがあります。この講座では、最近の実際の事件に対する最高裁判所の判断を題材にして、裁判所がなぜそのような判断に至ったのか、その判断に対する賛否両論を踏まえてどう考えるのがよいのかを、論理的に組み立てるプロセスを実体験します。</p> <p>刑法(前半授業)では、特殊詐欺事件をいくつか取り上げながら、原則と例外という論理思考を積み重ねて、犯罪の成否を判断する規範(ものさし)を作り、具体的事実を見ながらその規範を充たすかどうかという法的評価のあり方を考えてみましょう。</p> <p>刑事訴訟法(後半授業)では、違法な捜査によって得られた証拠を裁判で使ってよいかどうかについて判断した近時の最高裁判例を取り上げます。まずは当該判例を正しく理解するための前提知識を学びましょう。その後、最高裁判所の判断が本当に正しいのかについて考えることを通じて、多様な考え方に触れる経験をしましょう。</p>					
	7. 受講料 無料					
	8. 別途負担費用 (テキスト代・実習料等) なし					
9. 開講条件※1 あり・ない	① 最少開講人数(5人)定員超過の不許可は選考により決定					
	② 不許可・不開講通知日:6月末まで					
10. その他特記事項	受講者についての制限事項、オンライン(同時・録画)の使用ソフト、受講時の注意など					
	事前に読んでおいてほしい資料・文献を配布します。追って、配布時期等はお知らせします。					
11. 開設大学への 交通手段	https://www.enica.jp/ 開設大学のホームページにジャンプして確認してください。					

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。